

登録制度の目的・効果

(目的)
 賃貸住宅の管理業務の適正化を図り、賃貸住宅管理業務に関して一定のルールを設けることにより、借主と貸主の利益保護を図るため、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業の登録制度を平成23年に創設(平成28年一部改正)。

(効果)
 貸主や借主が適正な管理業務を行っている管理業者や賃貸住宅を選択することが可能となる。

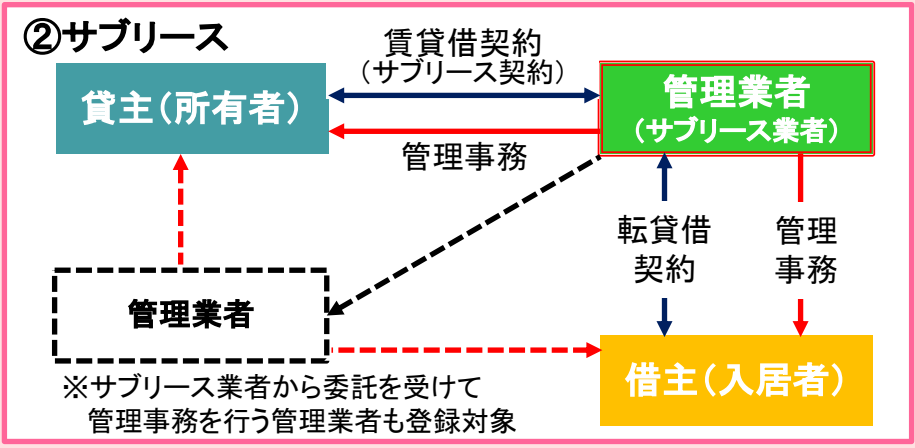
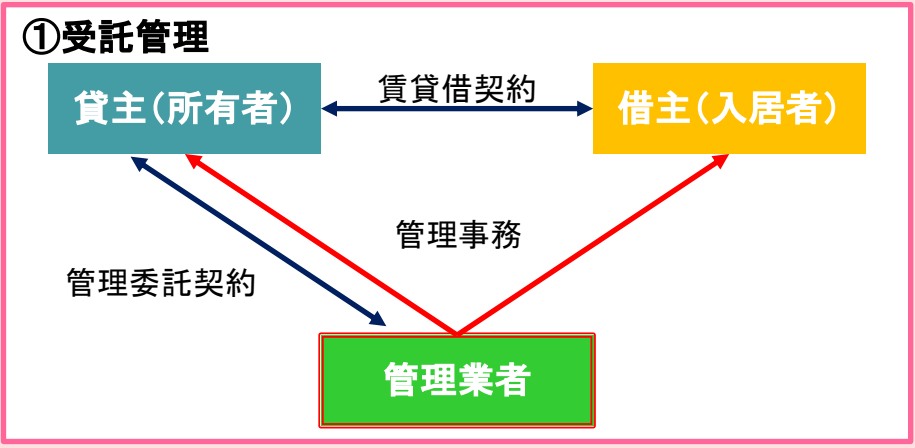
登録制度の対象

- ① 受託管理(貸主から委託を受けて行う、賃貸住宅の管理に関する事務)
- ② サブリース(賃貸住宅を転貸する者が行う、賃貸住宅の管理に関する事務)

基幹事務

- 家賃、敷金等の受領事務
- 賃貸借契約の更新事務
- 賃貸借契約の終了事務

⇒①又は②に関する事務であって、右記の基幹事務のうち少なくとも一の事務を含むもの。



登録状況

- 登録業者数 4, 150業者(平成30年6月末現在)
- 登録業者の管理戸数 約725万戸(民営借家1, 458万戸の約5割) うち、サブリースの管理戸数は約299万戸